## 主 文

- 1 被告が原告に対してした昭和五五年三月三日付け懲戒減給処分が無効であることを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、金二〇万円及びこれに対する昭和五五年四月一〇日から 支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

### 事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

1 主文第1項と同旨。

- 2 被告は、原告に対し、金一〇〇万円及びこれに対する昭和五五年四月一〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、別紙(一)記載の内容の文書を交付せよ。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 第2項及び第4項について仮執行宣言。

二 被告

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 当事者

原告は、昭和四三年一一月二九日被告会社に入社し、昭和五四年一一月二五日当時には、国内線パーサーの職位を有する客室乗務員であり、日本航空客室乗務員組合(以下「客乗組合」という。)に所属する組合員であつた。

合(以下「客乗組合」という。)に所属する組合員であつた。 被告は、肩書地に本社を置き、国際線及び国内幹線における定期航空運送事業を 主たる目的とする航空会社である。

2 業務管理上の処分の存在

被告会社は、原告が昭和五四年一一月二五日に被告会社の業務命令に従わず乗務を拒否したとして、客室乗務員資格審議委員会の決定に基づき、同年一二月一三日付けで、原告に対し、「業務管理上の処分として、昭和五四年一二月二〇日から昭和五五年二月一九日までの二か月間、国内線パーサーとしての資格に次のとおり制限を付し、国内線パーサーとしての資格不十分な点を体験的に自省を求めることとする。(1)国内線アシスタントパーサーとして勤務せしめる。(2)賃金の取扱いはパーサーの下位職代行時と同じとする。」旨の処分を行つた。

右処分について原告は再審議申立てを行つたが、被告会社は、昭和五四年一二月 二九日付けで原処分を維持する旨の決定をし、原告の資格を制限する期間について は同年一二月三〇日から昭和五五年二月二九日までの二か月間に変更した。

右処分の理由は、原告の行為が、「(1)会社の業務命令に対して自己の正当でない判断基準を優先させてこれに服さなかつたことは、日本航空職員たる国内線パーサーとして基本的な認識の欠如である。(2)先任客室乗務員として部下を指揮し業務を完遂すべき立場にありながら、自己の誤つた判断により部下をも含めて乗務不就労という事態を招来し、その結果社内関係部門に無用の混乱を生ぜしめたことは、国内線パーサーとしての自己の責任と権限に関する認識に重大な欠落がある。」との二点において、先任客室乗務員たる国内線パーサーとして極めて不適切なものと判断され、以上の理由により原告は、「国内線パーサーの資格要件たる判断、指導、統率、規律、責任感等に不十分な面がある。」というものであつた。

断、指導、統率、規律、責任感等に不十分な面がある。」というものであつた。 右処分は下位職代行を命ずる業務命令と理解すべきものであろうが、これにより、原告は、労務の内容が下位職のそれとなつたばかりでなく、賃金面においても 乗務手当等が下位職の単価により算出されるという不利益を受けた。

3 懲戒処分の存在

更に、被告会社は、表彰懲戒委員会の決議及びこれに対する原告の異議申立てについての同委員会の決定に基づき、昭和五五年三月三日付けで、原告に対し、原告の前記行為が就業規則五七条一項A号(正当な理由なく、業務上の指示又は命令に従わないとき)及びB号(正当な理由なく就労しないとき)に該当するとの理由

で、減給の懲戒処分を行つた。

減給処分の内容は、就業規則五九条一項二号により、一回につき平均賃金の一日 分の半額をその決定の翌月払いの賃金から減額し、将来を戒めるものと定型化され ており、原告については、同年四月度の賃金支払日である四月二五日に右のとおり 執行された。また、客室乗務員の賃金の基本的部分は基本賃金と乗務手当とから成 り、基本賃金についての定期昇給の幅は成績査定に基づき一号俸から五号俸までの 開きがあつて、三号俸昇給を標準とするところ、懲戒処分を受けた者については情 状酌量の余地がない限り標準昇給を期待し得ない旨の定めが被告の賃金規程にある ため、右処分は原告のその後の処遇にも影響することとなつた。

4 被処分事実等の公表 被告会社は、右各処分の原因となつた事実を、次のとおり社内に周知させる行為を した。

「機内サービス速報」による周知

被告会社は、客室乗員部編集の昭和五四年一二月二一日付け「機内サービス速 報」の中で、「注意」との標題の下に、機材故障が原因で当日の乗務パターンの変 更措置を先任客室乗務員を勤めていた某パーサーに指示したところ、勤務協定違反 であり組合の了解がなければ応じられないと主張し、結果として乗務をしなかつ た、との事実関係を紹介したのち、「かかる言動は、誤つた権利主張にとらわれる あまり、会社職員として基本的に備えていなければならない職務遂行義務に対する 認識を欠くものであり、特に先任客室乗務員という立場にある者の言動としてその 与える影響も大きく、極めて遺憾なこと」と評価した。「機内サービス速報」は通常パーサー以上の客室乗務員に定期的に配布される一種の社内報であるが、本号に 限り客室乗務員全員に配布された。

(二)社内掲示による周知

被告会社は、昭和五四年一二月一三日から羽田、成田等の空港内にある業務連絡 用掲示板に、客室管理部長及び客室乗員部長の連名で「注意」と題する文書を掲示 し、その中で、最近、当日の勤務割変更指示について先任客室乗務員の誤つた判断 が行われた結果、業務に支障を来したケースが何件か報告されているとして、当日の勤務割変更は被告会社が業務命令として当然できること、業務命令について組合の了解は不要であることの二点に改めて留意されたいと主張した。右掲示板は、業務上の必要連絡事項が掲示されるため、出勤した客室乗務員全員が必ず目を通すも のである。

(三)「翼とともに」による周知

被告会社は、勤労部編集の社内刊行物である昭和五五年二月二〇日付け「翼とと もに」の中で、重ねて本件に触れ、「Sパーサー」の言動は職場に大きな混乱をも たらした、「Sパーサー」の言動は業務命令拒否に当たると指摘し、これを全従業 員に配布した。 (四)「デイリー・スケジュール」の表示

被告会社の客室乗員部においては、当日飛行する全便について各便単位に乗務す る客室乗務員の氏名を職位別に表示した「デイリー・スケジュール」と題する書面 を作成し、毎日同部のカウンター上に置いて一覧に供しているが、右書面では、下 位職代行を命じられた乗務員の氏名は下位の職位欄に記載されるとともに、氏名の 後に本来の職位が括弧書きで表示されることになつている。原告については、昭和 五四年一二月三〇日から昭和五五年二月二九日までの間のすべての「デイリー・ス ケジュール」において、AS欄(アシスタントパーサーを表示する欄)に「a(P S)」と表示され、パーサーたる原告が右の期間中アシスタントパーサーとしての 勤務を命じられたことが公表された。

各処分の違法無効と被告会社の不法行為

しかしながら、原告には被告会社の適法な業務命令に従わず乗務を拒否した事実 はなく、第2項及び第3項記載の各処分は、いずれもその前提において事実を誤認

し、かつ、法的評価を誤つた違法、無効のものである。 被告会社が原告を右の違法、無効な各処分に服させたことは、原告に対する不法 行為を構成する。また、被告会社が原告に異例の長期間にわたり下位職を代行させ たこと及び前項記載の被告会社の各行為は、原告に労働契約上何らの義務違反がな いにもかかわらず、事実上名指しで、原告が客室乗務員としてあるまじき非行を し、パーサーとして不適格である旨の非難を長期間にわたつてしたものであつて、 原告の名誉を棄損する不法行為を構成する。

6 原告の損害

原告は、右各不法行為自体によつて筆舌に尽くし難い精神的苦痛を受けたばかり か、右懲戒処分の効果として、昭和五五年度の昇給が標準の三号俸より一号俸少な い二号俸にとどまり、かつ、その後の昇給時期も遅れるという不利益をも受けてお このことによる精神的苦痛をも考え合わせると、原告の受けた精神的苦痛に対 する慰謝料としては金一〇〇万円を下らない金員が相当である。

また、これと併せて、原告の名誉を回復する措置として、別紙(一)記載の内容の陳謝文の交付が適当である。

7 よつて、原告は、被告に対し、本件懲戒処分の無効確認を求めるとともに、前記不法行為による精神的苦痛に対する慰謝料金一〇〇万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である昭和五五年四月一〇日から支払済みまで民法所定の年五分の制 合による遅延損害金の支払並びに名誉回復の措置として別紙(一)記載の内容の陳 謝文の交付を求める。

請求原因に対する認否

- 請求原因第1項ないし第4項の事実は認める。
- 同第5項及び第6項は争う。 2
- 抗弁
- 本件各処分の前提事実
- (一) 原告の乗務スケジュール

被告会社は、昭和五四年当時、東京、大阪及び福岡の三空港に国内線客室乗務員 の基地を置いており、客室乗務員らは、いずれかの基地に属していて当該基地へ通 勤可能な地域に居住し、その一連の乗務における最初の労務提供地は必ず基地とな つていた。原告は、東京の基地に属しており、部下である七名の乗務員(アシスタントパーサー四名、内一名はスチュワーデス職務代行、スチュワーデス三名)と共に、本件前日の昭和五四年一一月二四日、九二七便(福岡発沖縄行)、九二六便 (沖縄発福岡行) 及び三二六便(福岡発大阪行) に乗務したあと、連続三日乗務の 最終日である翌二五日、三一九便(午後三時五〇分大阪発福岡行)及び三七二便 (福岡発東京行) に乗務して基地である東京に帰着するため、大阪市内の東洋ホテ ルに滞在していた。

被告と客乗組合員との勤務協定(以下「勤務協定」という。)によると、客室乗務員の勤務時間は、右のような一連の乗務の場合、その日の最初の予定出発時刻の一時間前に始まり、この時刻をショウアツプタイムと称し、右時刻までに被告会社 の空港支店内の所定の場所に出頭すべきものとされていた。大阪滞在の場合は、シ ヨウアツプタイムの三○分前に被告会社差し回しのタクシーで滞在ホテルを出発す ることになっており、この時刻をピックアップタイムと称し、ピックアップタイム 以前は休養時間とされていた。したがつて、本件当日の原告らのショウアツプタイ ムは午後二時五〇分、ピツクアツプタイムは午後二時二〇分であつた。

(二)原告の勤務変更とその理由 (1)昭和五四年一一月二五日、九〇〇便(沖縄発東京行)として運航中のJA八五三七機(DC一〇型)の第一エンジンに異常が認められ、羽田空港到着後午前一 一時ころから整備が始められたが、容易に修復の目途が立たなかつた。同機は、九 〇〇便の後、別紙(二)のとおり、三五九便、九二七便、九二六便、三二六便と運 航される予定であり、三二六便の大阪到着は午後八時三五分の予定であつた。とこ るが、大阪空港は午後九時以降の離着陸が禁止され、三二六便は予定どおり運航されても右時刻まで二五分しか余裕がなかつたから、右故障により三五九便としての東京出発が遅れれば、その後の運航で遅れを取り戻しても午後九時までに大阪に到 着することは不可能とみられた。

そこで、機材を変更して前記各便を運航することとしたが、そのころ羽田空港に あつた同型のJA八五三二機は五〇九便として午前一一時三〇分札幌に向けて出発 予定であり、午前一一時一〇分には旅客の搭乗も始まつており、これを代替機として使用することはその後のスケジュール上も困難であつた。そのため、既に三五六 便として福岡を出発し、東京に午後零時二五分到着予定の同型のJA八五三一機 を、東京到着後三五九便、九二七便及び九二六便として使用することとした。三五九便の東京出発予定時刻は午前一一時四〇分であつたところ、三五六便の東京到着 を待つて三五九便を運航したのでは約一時間二〇分の遅延が見込まれるが、やむを 得ない措置であつた。しかし、右のように出発が遅延している以上、九二六便(沖 編発福岡行)に続いて三二六便(福岡発大阪行)として運航し、午後九時までに大阪に到着することは不可能であつた。そこで、三二六便を午後九時までに大阪空港に到着させる唯一の方法は、三一九便(午後三時五〇分大阪発午後四時五〇分福岡 着)として運航される同型のJA八五三六機を、福岡到着後、予定されていた三七二便(福岡発東京行)及び三七七便(東京発福岡行)に代え、三二六便として使用することであつた。三七二便には、前記のとおり九二六便として福岡に一時間二〇分遅れで到着するJA八五三一機を充て、三七七便には羽田で別機材を投入することにより、全便を欠航させることなく運航することが可能であつた。

以上のJA八五三一機、JA八五三六機及びJA八五三七機の機材繰り関係をまとめると、当初の予定が別紙(二)、変更後のものが別紙(三)のとおりとなる。 (2)このような機材繰りの変更により、乗務員のスケジユールにも大幅な変更が必要となつた。

まず、九二六便乗務の b パーサーのグループは引き続き三二六便に乗務する予定であつたが、前記のとおり、九二六便と三二六便は使用機材が異なることとなつたうえ、九二六便は予定より一時間二〇分程度の遅れが見込まれ、仮に運航途中に空港での地上滞留時間を短縮したとしても、福岡到着は早くても午後七時二五分ころと予想されたので、乗換えに必要な時間、九二六便の乗客の見送りや三二六便の乗客の出迎えに必要な時間を考慮すると、同グループが大阪空港の着陸時間が制限されているため午後七時三五分の定刻に福岡を出発しなければならない三二六便に乗務することは不可能となつた。

そうすると、三二六便に乗務し得るのは三一九便で大阪から到着するグループしかなく、同グループを三二六便にも乗務させざるを得ない状況であつた。ところが、三一九便の乗務予定者は前記のとおり原告をパーサーとするグループであつたところ、このグループを三一九便に乗務させた後三二六便にも乗務させると、大到着は午後八時三五分となり、午後八時四〇分の大阪発東京行最終便に乗り継ぐことができず、その日のうちには東京に帰り着けないことになる。しかし、原告らグループは、前記のとおり当日が連続三日乗務の最終日である三日目の勤務であり、勤務協定上必ず同日中に原告らの基地である東京に帰着させなければならないという制約があつたため、原告らのグループを三一九便及び三二六便に乗務させることはできなかつた。

そこで、当日乗務二日目で一五四便(午後二時大阪発成田行)及び一五三便(成田発、午後六時一〇分大阪着)に乗務予定であつたcチーフパーサーのグループを三一九便及び三二六便に起用し、原告らのグループにはcグループの乗務予定であった一五四便及び一五三便に乗務させ、一五三便で大阪に到着後、一二八便(午後八時大阪発東京行)にデツドヘツド(機内乗務に従事することなく客席に搭乗して移動することをいう。)して東京に帰着させることとした。

(3) 原告に対するスケジュール変更の理由は右のとおりであつて、この変更は、 JA八五三七機に生じた故障にもかかわらず全便の運航を確保し、三二六便を午後 九時までに大阪に到着させ、しかも勤務三日目の原告らのグループを同日中に東京 に帰着させるという三個の制約の下においては、完璧な措置であった。

に帰着させるという三個の制約の下においては、完壁な措置であった。 なお、被告会社は、基地である空港にはスタンドバイ要員を待機させいては、その本件当日における人員は、福岡においては三名であつたが、原生においてはられば、原告とおり、一名であつたので、この中から必要な人員をデッドへッドで福岡に送れば、原告られ、一プの勤務を変更しないでも三二六便は充分に運航可能であつた。しかし、一人の世代の大学であり、第一に、前記のとおり三二六を担てなり、第一に、前記のとおりには、本は、第一に、前記のとおりには、本は、本がながなかったからであり、第二に、前記のとおりには、本は、本は、本がながなからであり、第二に、前記では、特にスタンドバイ要員を出存しておかなければならなかったからである。

(三) 勤務変更指示と原告の拒否

(1)前記の勤務変更を原告に指示するため、同日午後零時二五分ころ、国内乗員室の命を受けた被告会社の大阪空港支店航務課の担当者が前記東洋ホテルに電話したところ、二名のスチュワーデスはホテルにいたものの原告は不在であつたため、このうち一名のスチュワーデスに一五四便及び一五三便へのスケジュール変更を告げるとともに、原告にもその旨伝言するようホテルに託した。

午後一時四五分ころ、原告から前記航務課に電話があつたので、同課の担当者は、機材故障に起因したトラブルによりスケジュール変更となり、一五四便及び一五三便に乗務、一二八便でデツドヘツドとなつたので直ちに出頭するよう指示した。この時点においては、仮に原告が指示どおり直ちに出頭しても、午後二時発の一五四便の遅延は免れないところであつたから、被告会社としては既にデイレイセ

- ット(出発便遅延の措置)を完了していた。 (2)ところが、原告は、右指示に対し、当日の勤務変更は勤務協定違反であるか ら、組合の了解なしには乗務できないと主張して、これに従うことを拒否した。右 担当者は、まず乗務し、問題があるなら後刻異議申立てをするよう説得したが、原 告は、同趣旨のことを述べて再度これを拒否した。右担当者は、原告に乗務の意思 がないとみて羽田の客室乗員部にその旨連絡した後、再び説得のため原告に電話し このとき原告は部屋におらず連絡は取れなかつた。
- たか、このとさ原言は即居におり、医門は私はられて、。 (3)右連絡を受けた羽田客室乗員部では、当直先任であつたd先任チーフパーサ 一が午後二時ころ東洋ホテルへ電話し、ロビーにいた原告に対し、シツプトラブル により勤務予定が変更となり、一五四便及び一五三便の乗務、一二八便のデツドへツドとなったので乗務するよう再度指示したが、原告は、当日の勤務変更であるか ら組合からの指示がなければ乗務しないと再びこれを拒否した。dは、原告に制服 を着用しているか否かを質したところ、私服でロビーにいるとの返答であつたの で、直ちに制服に着換え乗務せよ、いつまでも乗務しないと乗務拒否になると警告 したが、原告は、乗務は受けないと述べて、これを拒否した。

(四)客乗組合への協力要請

(1) dが原告に電話している間、右事情を聴いた同部の e 先任チーフパーサ-は、欠航という最悪の事態を避けるため、客乗組合に原告の説得を依頼しようと考 午後二時ころ、客乗組合のf副委員長に電話して協力方を依頼した。

ところが、fは、当日の勤務変更は組合との協議事項であると主張し、 ついて e と押し問答をした後、一五四便の乗務のみで成田で勤務を打ち切るという ことでどうか、と申し出た。これに対し、 e は、一応検討すると言つて電話を切つ *t*=.

(2) eが前記のとおりfとの電話を切つたころ、dも原告への電話を終えていた ので、両名は協議のうえ欠航覚悟で組合の申出を拒絶することとし、午後二時一三 分ころeが客乗組合に電話したが、fは他と電話中であつたため、折り返し電話す るよう依頼して電話を切つた。その後まもなく f から電話があつたので、まず e が 検討したが申出は到底認められない旨伝えたところ、fが前同様に組合との協議事項である旨の主張を繰り返したため、eは当初から本件に関与しているdに電話を 代わつた。dは、しばらくの間、fとの間で当日の勤務変更が勤務協定違反か否かについて押し問答をしていたが、午後二時二〇分ころ、後記(五)のとおり大阪空港支店航務課からgグループが一五四便に既に搭乗した旨の連絡があつたので、f に対し、他の方法で運航するが、原告らのグループは業務拒否として処理し、事実 関係を業務上会社へ報告すると言つて電話を終えた。

(五) 一五四便の運航

被告会社の大阪空港支店では、(三)(2)記載の原告との電話の後、直ちに代替乗務員の手配を始め、午後二時一〇分ころには、当人らの了解を得たうえで、五 七二便で午後一時二〇分に大阪に帰着し、一連の乗務を終了したgチーフパーサー 以下八名の乗務員で一五四便を運航する手筈を整えていた。この経過は、適宜、同 支店航務課から羽田の国内乗員室へ連絡されていたが、業務がふくそうしていたこ ともあつて、これがd及びeに伝えられたのは、(四)(2)の客乗組合との二度 目の電話の途中であつた。

結局、一五四便は、gに率いられた客室乗務員が乗務して午後二時三三分に大阪 を出発した。

# 2 勤務変更権の存在

## (一) 客室乗務員の勤務態様

原告ら客室乗務員の勤務時間、休日等の勤務に関する諸条件は、勤務協定によつ て律せられている。それによると、客室乗務員の勤務は勤務の種類及び休日を明示した勤務割表によるものとされ、勤務割表は原則として一か月単位で前月の二五日までに作成して各人に配布することとされている。そして、勤務協定は、勤務割表作成に当たつては同協定に定める事項に準拠しなければならないとしたうえ、勤務 の種類、勤務時間、乗務時間の上限、所要の休日等の事項を定めている。

(二)勤務変更の適否に関する勤務協定の趣旨

勤務協定は、前記のとおり被告会社が勤務割表によつて勤務を指示するに当たり 依拠すべき勤務の基準を定めたものであるから、労働組合法一六条のいわゆる規範 的効力により労働契約を直接規律する。そして、客室乗務員の日々の具体的な勤務 の種類、その勤務の所定就業時間等は、勤務協定の定める基準に依拠して被告会社 が作成配布する勤務割表によつて特定されるとするのが勤務協定の趣旨であるか

ら、少なくとも具体的な勤務の種類、所定就業時間等の決定は、勤務協定上被告会社に付与された権利に属するといわなければならない。

そうすると、勤務割表によつていつたん指示された勤務を変更しうるか否かは、 その勤務指示の権限を付与した勤務協定がこの点についてどのように定めている か、勤務協定全体の趣旨も含めてその合理的解釈によつて決するのが相当である。

そこで、勤務協定を見ると、少なくとも右の点に関する明文の規定はない。しかし勤務協定が、客室乗務員の勤務に関し、その勤務の種類、始業終業時刻、勤務時間等を他の地上職員のように固定的、一律に規定することなく、被告会社が勤務割表により毎月指示することとした趣旨は、定期航空運送事業に従事する勤務の特殊性に照らし、そのような固定的、一律の規制は実情にそぐわないという点に存するのであるから、いつたん勤務割表によつて勤務の指示をした以上は労働者の同意がない限り変更できないとすると、右勤務協定の趣旨はほとんど没却される結果となるばかりか運用上著しい不合理が生じることになる。

したがつて、勤務割表による勤務の指示後であつても指示後に発生した年休、病欠等により当初の乗務スケジュールを変更せざるを得ない事態が発生したときは、被告会社において、運航確保に必要な合理的範囲内で勤務の指示を変更することができるとするのが、勤務協定の趣旨であるとみなければならない。

(三) 勤務変更を前提とした諸条項

(1) 勤務協定覚書1二六は、次のとおり定めている。

「乗務を予定された乗務員のうち、不測の事態により乗務が不可能となり、かつその乗務員交替の措置が講ぜられない場合、東京においては客室乗員部長、出先においては空港支店長、空港支店長のいない地域においては、機長はその都度状況をよく検討し、欠員のまま乗務を命ずることがある。」

右のような場合、スタンドバイ要員を起用するのが原則ではあるが、これを置いていない海外や基地以外の空港においては、代替要員には他便に乗務予定の者をもつて充てざるを得ない。その場合の他便とは、当該欠員の生じた便より後に出のであることはいうまでもない。当該便より前に出発予定の者を起用したのでは、かえつてその者の代替要員を確保できなくなるおそれがあるからである。その、このような措置が採られた場合、その代替要員にとつてみれば正に勤務時間の繰り上げであり、しかも当日に変更されることも当然にあり得ることである。になり上げであり、しかも当日に変更されることも当然にあり得ることである。になりたは、このような措置が採り得ないときに限り欠員で乗務を命じ得る旨定めてあるから、むしろ通常は、当日の勤務時間の繰り上げにより乗員交替の措置を請ずべきものとして予定しているとみなければならない。

(2) 勤務協定五一八一一 (1) は、次のとおり定めている。

「基地及び乗員宿泊予定地における休養時間は少くとも連続一二時間とする。なお、次の場合は乗員宿泊予定地において休養時間が一二時間未満であつても勤務することができる。ただし、その場合の休養時間は少くとも八時間以上でなければならない。

(a)航空機の遅延が発生した場合

(b) 不測の事態により乗員交替の措置が講じられない場合」

右のうち、なお書き(a)は航空機の遅延により勤務終了時刻が遅れることによって休養の開始時刻が遅れた場合であるが、同(b)は、不測の事態により他に乗務する者がいない場合には、休養時間中の者に対し、勤務開始時刻を繰り上げ、その結果休養時間が一二時間を切つても勤務を命ずることができる、という趣旨を含むものである。休養時間が一二時間を切つても勤務を命じ得る以上、原告らのグループは前日午後九時三三分から休養時間に入り、既に一二時間以上経過していたのであるから、このグループの勤務時間を繰り上げて一五四便の乗務を命ずることができるのはいうまでもない。

(3) その他、勤務協定五一五、六一二一二、六一二一五、六一四など、勤務変更 を前提とした条項は随所に指摘することができる。

(四)勤務変更に関する従前の慣行

(1)昭和二七年一○月の被告会社の自主運航開始直後の時点においては、客室乗務員の人数は四○名前後であり、客室乗務員の勤務に関する協定もなく、スタンドバイという勤務態様もなかつた。具体的な勤務指示は勤務割表によつて行われていたが、乗務員が病気等により乗務できなくなつたときは、勤務を指示されていない手空きの乗務員を起用していた。

(2)昭和三二年五月二二日、被告会社と客室乗務員の所属する日本航空労働組合との間で「客室乗務員服務細則」なる労働協約が締結された。右協約は、ほぼそれ

までの運用の実態を明文化するとともに、スタンドバイという勤務を制度として新設する一方、「勤務割表は巳むを得ない場合の外、変更することはない」(一二条七項)とし、やむを得ない事由が生じたときは勤務変更をし得ることを定めた。右協約締結後、当日も含めて勤務変更の行われたことは多々あつたが、右組合から協定違反であるとの主張がされたことはなく、個々の乗務員から異議が出たこともない。

- (3) 前記協約は、昭和三八年二月八日に「客室乗務員の服務に関する協定」として改定され、詳細な規定が置かれたが、前記協約一二条七項に相当する規定は設けられなかつた。しかし、このころは、前記協約締結当時に比べると便数は二倍強となり、路線拡張も多く、これらに伴つて客室乗務員の数も急増していたから、勤務変更の事例も増加していたのであるが、右協定締結時には、組合からの勤務変更中止の申入れも組合員からの異議もなかつたため右のような規定は、当然の事柄として協定全体の趣旨の中に包含され、特には規定されなかつたのである。
- (4) 右協定が昭和三九年七月に改定された後、昭和四〇年一二月、それまで日本航空労働組合の支部であつた客室乗務員支部が分離独立して現在の客乗組合が結るされたことに伴い、翌四一年一二月一日「客室乗務員の勤務に関する協定書」関係協会に伴い、翌四一年一二月一日、客室乗務員の勤務に関する協定書」関係は、その後、昭和四五年一二月二三日、昭和五〇年一月及び同年九日にそれぞれ改定されて本件当時適用されていた勤務協定となった。この間、路線、便数及び乗務員数ともに急増し、これに伴つて変更も増加したのに対し、ともは、これまでと同様、スタンドバイの起用のみならず、当日も含めた勤変更によって対処し、運航を維持してきたのであって、右数次にわたる協定改訂の交渉において、客乗組合が右のような勤務変更が協定違反であると主張したことはないし、組合員から異議が述べられたこともなかった。
- (5) 右のような実態は、単に被告会社だけでなく、同業の全日本空輸株式会社及び東亜国内航空株式会社においても等しく認められるところ、これほど広範囲に、しかも長期にわたつて異議なく行われてきた勤務変更が、すべて乗務員個々人との明示又は黙示の合意に基づくと解するのは不自然であつて、むしろ、合意の有無にかかわらず勤務変更の指示に従うのは当然であるという労使共通の認識に支えられていたとみるべきである。

ていたとみるべきである。 よつて、右は、民法九二条のいわゆる事実たる慣習として、当日も含めた勤務変 更の可否について直接的な明文の規定を持たない本件協定の合理的解釈に当たり、 当然に斟酌されなければならない。

(五)以上によれば、勤務協定の解釈上、客室乗務員の具体的な勤務の内容は、協定によつて被告会社に付与された勤務の決定権限に基づき、原則として前月二五日までに被告会社が作成配布する勤務割表によつて指示特定されるが、このように指示特定された勤務も、勤務割表作成後にこれを変更すべきやむを得ない事由が生じたときは、右協定の基準に反しない必要最小限の範囲で、被告会社が一方的に変更し得るものといわなければならない。

もつとも、右勤務変更権も、協定上被告会社に与えられた権利である以上、信義則に従つて濫用にわたらないように行使すべきことはいうまでもない。したがつて、変更権を行使するについては、変更の理由が合理的であり、変更後の勤務が協定の定める基準に依拠しているなど内容上も合理的であることが求められるばりか、変更すべき事由が発生したことを知つて遅滞なく行使するなど行使時期についても一定の制約は免れない。しかし、勤務変更を当日とそれ以前に分け後者は変更権の対象となるが前者はならないとする根拠は全くないし、同様に、変更後の動場であるがである事由ではない。右各事由は、具体的事案において、変更権の成否を決する事由ではない。右各事由は、具体的事案において、変更権の行使が権利の濫用となるか否かを判断する際に考慮すべき要素にすぎない。

#### 3 本件勤務変更指示の正当性

## (一)業務上の必要性等

本件勤務変更の理由は前記のとおり機材故障というやむを得ない事由に基づくものであつて、右事由発生時点における被告会社の判断とこれに基づくスケジュール変更は、その結果からみても合理的なものであつたこことが明らかである。

#### (二) 原告の受ける不利益の有無等

原告が本件勤務変更の指示を受けたのは、三日間に及ぶ一連続の乗務スケジュールの最終日にあたる一一月二五日の休養時間中であり、場所は会社の指定ホテルで

特に本件においては、原告は既に一二時間以上休養しており、原告が直接指示を受けた午後一時四五分ころは、変更前のスケジュールによつても、ピツクアツプタイムの午後二時二〇分までの間に制服を着用するなどの準備を開始すべき時刻であったうえ、本件変更指示も、準備でき次第空港に出頭するようにというものであるから、格別不利益なものではない。

他方、原告の変更前のスケジュールでは東京到着が午後七時三五分であつたのに対し、変更後のそれは午後九時であつたから、勤務時間は形の上では一時間二五分延長されることになる。しかし、変更後のスケジュールの最後はデツドヘツドであつて、これは、勤務協定上勤務の一種とはされているが、機内業務に従事することなく、単に機内で拘束されているだけであつて、勤務時間としてはその二分の一が算定されるにすぎないことからも明らかなように、労働負荷は極めて軽微といえるから、右程度の勤務延長をもつて本人に著しく不利な内容ということはできない。

また、原告は、本件勤務変更の指示に対し、勤務協定違反を理由にこれを拒否したのみであつて、右指定ホテルにおいてはもとより、帰着後の東京においても、右変更により私生活上何らかの具体的支障が生ずる旨主張したことはなかつた。 (三)以上を総合すると、本件勤務変更指示は、その必要性及び合理性に欠けるところがないし、原告がこれに従つても法律上及び事実上の不利益がないか、あつたるなった。

としても右のとおり所定勤務時間内における軽微な内容の労働の延長にすぎないのであるから、正当なものであつたというべきである。

4 本件各処分の正当性

原告の行動は、前記のとおり正当な勤務変更指示に対する合理的理由のない乗務拒否である。原告は、先任客室乗務員として、配下乗務員を適切に指揮監督し、乗務を完遂すべき職責を有しているにもかかわらず、当日の勤務変更は勤務協定違反であるという何らの根拠もない独自の見解に立つて自ら乗務を拒否したばかりか、既に被告会社の指示に従うべく乗務の準備をしていた配下の乗務員らに対しても乗務の必要はない旨指示して乗務させなかつたのであつて、原告のこのような行動は、先任客室乗務員として不見識極まりないものであつたといわなければならない。

被告会社は、同年一一月二九日に原告から事情を聴取し、その考え方を質したが、原告は、何ら反省することなく、自己の措置が正しかつたと繰り返し述べるのみであつた。原告が右のような考え方を改めないまま先任客室乗務員として乗務する限り、同種の事態に対して同種の行動に出ることは必至とみられ、かくては運航の確保に重大な懸念が生ずるばかりか、配下乗務員の秩序維持にも深刻な悪影響を及ぼすことは避けられない。

右事情に照らすと、被告会社が原告に対し、アシスタントパーサーとして勤務させて自省を求めるために請求原因第2項記載の業務管理上の処分を行い、就業規則に基づき同第3項記載の懲戒処分を行つたことは、いずれも正当である。

四 抗弁に対する認否及び反論

1 (一) 抗弁第1項(一) の事実は認める。

(二)(1)同項(二)(1)のうち、機材故障が発生した事実及び被告会社がその主張の判断の下にその主張の措置を採つたことは認めるが、JA八五三二機を三五九便として使用することが困難であつたこととその理由は争う。

(2) 同項(二)(2)のうち、被告会社がその主張の判断の下にその主張の措置を採つたことは認めるが、九二六便の遅延の程度、bパーサーのグループが三二六

便に乗務することが不可能になつたとの点、及び同便に乗務し得るのが原告らのグ ループのみであつたとの点は争う。

- (3) 同項(二)(3)は争う。本件のような勤務割の不時の変更に備えるために スタンドバイの制度があり、本件当日においても大阪、東京及び成田の各基地には 会社が必要と見込む数の客室乗務員がスタンドバイをしていた。前記機材故障は当 日午前一一時以前に発生しているのであるから、大阪、東京又は成田のスタンドバ イ要員を三二六便の出発予定時刻の一時間前である午後六時三五分までに福岡へ送 ることは十分可能であり、このような措置を採っていれば、原告はもとより。チー
- フパーサーのグループも、当初の勤務割を変更する必要は全くなかつた。 (三) (1) 同項(三) (1) のうち、被告主張のとおり、原告が被告会社の大阪 空港支店航務課に電話して指示を受けたことは認める。ただし、原告が勤務変更の 理由を告げられたことは否認する。
- (2) 同項(三)(2)の事実は否認する。原告は本件勤務変更指示につき客乗組 合が了解しているか否かについて質問し、航務課職員がその確認を約したにすぎな い。
- (3) 同項(三)(3)のうち、dから原告に対し、被告主張のとおりの勤務変更の指示があつたことは認めるが原告が乗務を拒否したことは否認する。原告は、客 乗組合との話合いを求め、同組合の指示に従うとの対応をしたのである。
- (四) (1) 同項(四) (1) のうち、eからfに対し被告主張のとおりの依頼が あり、fが被告主張のとおりの対案を示したことは認める。なお、右電話の際、e は一二八便のデッドヘッドについては座席が確保されていないと述べ、fは、対案 ついてeが検討すると答えたため、これが受け入れられるものと理解した。
- (2) 同項(四)(2)のうち、被告主張のとおり、eからの一回目の電話のときfが他への電話中であつたこと、二回目の電話の際にeがfの対案を拒絶し、fがe及びdと勤務協定違反か否かについて押し問答をしたこと、及びその途中に大阪 からの連絡がdに伝えられたためこの点についての押し問答が終わたことについて は認める。なお、右連絡があつた後、fはdに対し、会社への報告書中に乗務拒否 に当たるとの意見を付さないよう要請し、dは「分かつた」と返答した。
  - (五) 同項(五) の事実は認める。
- 2(一)抗弁第2項(一)の事実は認める。
- (二) 同項(二) のうち、勤務協定に勤務変更に関する明文の規定がないことは認 め、その余は争う。
- (三) 同項(三) のうち、勤務協定覚書1二六及び勤務協定五一八一一(1)の文 言が被告主張のとおりであることは認めるが、その趣旨は争う。
- (四)同項(四)のうち、被告主張のとおり労働協約が締結され、又は改定された ことは認める。また、今日まで、当日におけるものも含めて勤務変更の事例があったことは認めるが、当日の勤務変更事例がそれほど多かつたとは考えられないし、 そのような事例でも乗務員が任意に応じた場合もあると考えられるから、右のよう な事例が存するからといつて、被告が一方的に勤務変更を命じ得る旨の事実たる慣 習が成立したとはいえない。かえつて、前記労働協約の変遷に照らすと、スタンド バイ制度の成熟に伴い、乗務員は当日の勤務変更命令から解放されたと解すべきで ある。
- (五)同項(五)は争う。
- 3 (一) 抗弁第3項(一) は争う。 (二) 同項(二) は争う。休養時間は勤務時間外であり、しかも勤務協定——七の 趣旨に照らすと、これを拘束時間と解することはできない。 (三) 同項(三) は争う。被告会社には当日に始業時刻の繰上げを命じる権限がな
- いうえ、本件勤務変更指示は勤務時間外にされているのであるから、原告にはこれ を受ける義務すらない。本件勤務変更指示は、業務命令としては無効であり、協力 要請の範囲でしか意味を持たない。
- 抗弁第4項は争う。被告会社の本件勤務変更指示は業務命令としては無効であ るうえ、原告は、右指示を拒否したのではなく、被告会社と客乗組合との交渉を求めていたにすぎないし、結果的に原告は乗務しなかつたのであるが、それは、原告 の行為に起因するものではなく、被告会社の大阪空港支店が他のクルーを起用した 結果である。
- よつて、本件懲戒処分等は、いずれもその前提事実を欠き、違法無効である。 第三 証拠(省略)

一 請求原因第1項(当事者)、第2項(業務管理上の処分の存在)、第3項(懲戒処分の存在)及び第4項(被処分事実等の公表)の各事実については、当事者間に争いがない。

二 勤務変更を命じる権限の有無

本件における第一の争点は、被告会社がその従業員に対して、右のように勤務開始の時刻を繰り上げることとなるような勤務変更の指示を、休養時間中に一方的に命じ得るか否かにあるので、まずこの点を検討する。

1 被告会社の客室乗務員の勤務に関する諸条件が抗弁第2項(一)記載のとおり勤務協定によつて律せられること、勤務協定によると、具体的な勤務の内容及び休日はこれを明示した勤務割表によつて決まり、勤務割表は原則として一か月を単位として前月二五日までに各人に作成配布されること、勤務割表作成後に被告会社が一方的に勤務変更を命じ得るか否かについては同項(二)記載のとおり明文の定めがないことについては、当事者間に争いがない。

2 そこで、被告が抗弁第2項(三)で指摘する諸条項についてその趣旨を検討する。

(一) 勤務協定覚書 1 二六(その文書が被告主張のとおりであることは当事者間に争いがない。) は、その文言によると、勤務を予定されていた客室乗務員の一部に欠員が生じた場合において、代替要員によるその欠員の補充がされないときは、状況によつては欠員のまま残りの者に乗務を命じてもよい旨の規定である。したがつて、欠員が生じた場合には、まずもつて、乗務員交替による補充の措置が講じられるべきことは当然その前提となつてはいるが、それ以上に、その乗務員交替の措置の具体的方法まで明らかにしたものではなく、被告会社が予定外の者に対して一方的に勤務変更を指示し、欠員補充を命じ得るか否かについては、この規定からは断定できない。

なお、成立に争いのない乙第一八号証によると、客乗組合は、その作成のビラによると、落地以外の空港で客室乗務員の一部に急病者が出て乗務が第一にない。当時間には、被告会社は欠員のまま乗務を命じるべきでいる者がいる者がいる者がいる者がいる者がいる者がいる者がいるで、まず、これで表表に勤務協定に定められた体をでは基地又は他の空港からである旨主が、これである。との記載文章に照らし、そのとの記載を表表にし、おり、との記載を重視し、そのとの記載によってとを主めるとのにはいることを主めるとはいかの記載によって客乗組合が、ような前提に立て本方の記載によって客乗組合が、ような前提に立てまるとは認めるといる。当時間に会いない、は、大き時間の長さを原則に会いない。

(二)勤務協定五一八一一(1) (その文言が被告主張のとおりであることは当事者間に争いがない。) は、休養時間の長さを原則として一二時間以上とし、例外として八時間以上であれば一二時間未満でも勤務をすることができる旨を定めるものであるが、その例外を許す場合として(a)及び(b)の二つの場合を挙げてい

る。このうち(a)は、航空機遅延により勤務時間の終了が遅れて休養の開始時刻が遅れても、次の勤務までに八時間以上の休養時間を取れるなら、予定どおり次の勤務に就き得るという趣旨のものにすぎず、(b)は、航空機の遅延以外の理由

到榜に就で待るという趣自のものにすです、 (b) は、机空機の遅延以外の遅出 (例えば、空港と休養施設との間の自動車が道路渋滞のため遅延し、そのため休養時間の開始が遅れた場合)により、乗務員を当初予定の乗務に就かせたならば休養 あるが、それができないときには、休養時間が八時間以上取れるなら当該乗務員を当初予定の乗務に就かせることができることを定めたものにすぎないと解すべき 当初予定の乗務に就かせることができることを定めたものにすぎないと解すべきであつて、被告が主張するように、不測の事態によりある便に当初予定の乗務員であるできない場合に、他に既に八時間以上の休養時間を取つている者がいれば、その務できない場合に、他に既に八時間以上の休養時間を取つている者がいれば、その者を代替要員として乗務させることができるという趣旨まで含むものと解すること はできない。なお、この規定においても、乗務員交替の具体的方法は明らかではない。

(三) 勤務協定六一二一二は、成立に争いのない乙第一号証によると、国際線において、当初予定の乗務員が乗務のための勤務開始後、フライト取消し又は乗務員交替により当初予定の便に乗務しなかつた場合のその後の勤務に関する規定であり、勤務時間が未だ五時間未満である場合には他便への代替乗務に就くことができる旨規定していることが認められる。

この規定では、その文言によると、まず、天候、航空機故障等の理由により、ある便に当初予定されていなかつた者が当初予定の者と交替して乗務することと、これによりその便に乗務しなくなつた当初予定の者が他便への代替乗務に就くことという二つの勤務変更が想定されているが、前者については、予定外の者といかなる根拠及び手続によつて交替するのかは明らかではない。後者については、ともあれ予定便に乗務しなくなつた者に対しては、被告会社が一方的に交替乗務を命じ得る趣旨と解されるが、それは、勤務時間開始後に発生した事由に基づき、右のような不乗務を前提条件として、勤務時間開始後に命じ得るものであることに注意を要する。

(四)被告は以上のほかに勤務協定五一五、六一二一五及び六一四を指摘しているところ、前記乙第一号証によると、これらは、いずれも客室乗務員の勤務条件についての規定であつて、勤務条件維持などのために勤務の変更をすることを前提としたものであることは認められるが、勤務変更の具体的方法については規定しておらず、被告会社がこれを一方的に命じ得ることを前提としているか否かについては明らかではない。

なお、右勤務協定五一五については、成立に争いのない乙第一六号証及び証人トの証言によると、客乗組合が作成した右条項の解釈運用基準中に、乗務員交替の措置が講じられない場合の一例として交替資格を有する乗務員がいない場合が挙げられ、かつ、交替資格を有する乗務員の一例として勤務協定に定められた休養時間を取り終わつた者が挙げられていることが認められるが、他方、被告会社がこのような交替資格を有する者に一方的に交替を命じ得るか否かについては何らの記載もないことが認められるし、後記3の客乗組合の基本方針に照らすと、右解釈運用基準は、被告会社が交替資格を有する者に一方的に交替を命じ得ることまでをも前提としているものとは断定できない。

(五)以上によると、被告指摘の各条項は、主として、客室乗務員の勤務条件について原則的な基準を定めるとともに、これに対する例外を厳しく限定する趣旨のものであつて、そうした例外的事態を避けるために勤務変更をすることが前提となってはいるが、(三)記載の代替乗務を命ずる場合を除き、被告会社が一方的に勤務変更を命じ得ることまでをも当然の前提としているものとは認められない。

そして、前記乙第一号証によると、他に被告の主張を基礎づけるに足るまでの条項は存在しないし、勤務協定覚書 II 四は、天災や治安上の理由による交通遮断等の理由で客室乗務員の乗務のための出頭が阻害されることが予想される場合においても、客室乗務員をショウアツプタイム以前に出頭させるには、原則として被告会社が客乗組合に通告して理由を説明しなければならない旨規定していることが認められ、このように被告会社の責に帰すべからざる事由によつてその必要性が生じた場合でさえ、ショウアツプタイム以前に出頭を命じることに右のような制約を定めていることからすると、勤務変更の関係でも、少なくともこのような予定時刻以前の出頭を伴う形での勤務変更については、勤務協定を厳格に解釈するのが相当である。

3 客室乗務員の勤務条件に関する労働協約が抗弁第2項(四)記載のとおり締結

され、改定されてきたことについては、当事者間に争いがない。

被告は、「客室乗務員服務細則」なる労働協約が結ばれた昭和三二年五月から本件が発生した昭和五四年一一月までの間に、勤務割表配布後に機材変更や気象条件の理由により運航ダイヤを変更すべきことが多数回発生したが、その都度、おけるものを含めた勤務変更によって対処し、運航を維持してきており、うれに対して労働組合や個々の客室乗務員の同意の有無にかかわらずこれに従うべきの事実たる慣習が成立していると主張し、証人;及び同;の各証言中には、本告会う部分があるし、右;証人の証言によって成立を認める乙第一五号証には、本件発生前の一年間である昭和五三年一二月から昭和五四年一一月までの間に、被告会での国内線において当日に至って勤務変更の指示をした主な事例が九回あり、その方の七例は勤務開始時刻を繰り上げたものであることや、その変更の理由などについての記載がある。

他方、右事例中には原告自身の関与しているものもある(昭和五四年九月二八日 の事例)ところ、前記乙第一五号証及び原告本人尋問の結果によると、この事例の 場合、原告のグループはもともとその前々日から沖縄に宿泊しており、前日に当日 と同様九〇四便(沖縄発東京行)の乗務を予定されていたのであるが、同便が台風 のために欠航して沖縄に更に一泊せざるを得なくなり、当日九〇四便で東京に帰着 することとなっていたのに、当日も台風の影響で同便が欠航し、原告としては、 の日のうちに東京に帰着するには、同便の後に運航された臨時便に乗務するほかな いと判断して勤務変更に応じたのであって、被告の一方的な命令としてこれを受けたものでないことが認められる。また、証人トの証言中には、昭和四七年ころまでは、前日の午後六時から午後九時ころまでの間に個々の客室乗務員が被告会社のス ケジュール班に電話をして翌日の出頭時間と乗務パターンを確認するという乗務報 告制度があり、その確認以後における勤務変更は一般には行われなかつたし、その 後においても、勤務変更指示は協力要請の趣旨であると同証人は理解していたが、 少なくとも昭和五三年ころまではこの協力要請もさほど頻繁には行われておらず 同証人自身は、昭和四八年ころ、当日の朝になつてからその日乗務すべき便を変更するよう協力要請を受けたがこれを拒否したとの部分があるし、証人fの証言によって原本の存在とその成立を認める甲第二一号証の一ないし四、弁論の全趣旨によって成立を認める甲第二十号証の一ないし三、証人hの証言によって成立を認める 甲第二五号証、右f及びhの各証言並びに原告本人尋問の結果によると、被告会社 の勤務変更指示に対して客室乗務員が異議を述べたことが、昭和五三年八月から本 件当日までに少なくとも五回、本件当日以後も同様に少なくとも八回あること、及 びその中には結局被告会社の指示に従わなかつた場合もあり、客乗組合が被告会社 に対し、これらについて勤務協定違反である旨抗議していたことが認められ、これ

らに照らすと、前記 i 及び j の各証言はそのまま信用することはできない。 そして、前記 f 及び h の各証言並びに原告本人尋問の結果によると、少なくとも 客乗組合としては、勤務協定に明文の定めがない以上、被告会社が一方的に勤務の 変更を命じることはできず、その必要があるときは、個々の客室乗務員に対して任 意の協力を要請すべきものとの理解の下に、前日の勤務終了時までにその要請があ つたものや当日航空機の遅延によつて勤務時間が繰り下げられるものについてはこれに協力する反面、前日の勤務終了後に勤務時間を繰り上げる形の勤務変更が要請 されたときにはこれに協力しないことを基本方針としていたことが認められる。

されたときにはこれに協力しないことを基本方針としていたことが認められる。 そうすると、前記乙第一五号証並びに i 及び j の各証言によつても、当日になつ てからの勤務変更指示に応じた事例がいくつか存在することが認められるというに とどまり、被告の事実たる慣習の成立の主張は、その前提を欠き、採用できない (乙第二五号証の記載について、そのとおりの事例が存在するとしても、この理は 同様である。)。

なお、被告は、同業他社においても、勤務変更について個々の客室乗務員の同意は不要という被告の主張と同様の運用がされていると主張し、前記;証言中にはこれに副う部分もあるが、右部分は具体性を欠くばかりか、同証言によって成立を認める乙第一七号証によると、全日本空輸株式会社と全日本空輸労働組合が昭和五六年九月五日に締結した客室乗務員の勤務に関する協定書には、付則二一二として協定の適用を除外する場合を列挙しており、その一つとして、主基地以外の空港において、気象状態、空港条件、機材条件等の航空条件に異常があつた場合又は他のスチュワーデスに病気、怪我、遅刻等の異常があつた場合を挙げ、その場合においても勤務時間、飛行時間及び離着陸回数の予定限度は右協定の定めるとおりとする旨

定めており、更に付則二一三において、付則二一二により協定の定める範囲を越えて勤務したときは所属基地帰着後三六時間以上の休養を与える旨定めていることが認められ、右各規定の趣旨は、要件を限定したうえで勤務内容の変更があり得ることを認める一方で、その代償措置を明定したものと解されるから、このような明確かつ包括的な規定を欠く被告会社における労働関係と右全日本空輸株式会社のそれとを比較して事を論ずることはできないというべきである。

被告は、休養時間の趣旨や、被告会社によるホテルの指定とその費用の負担及び右教材の記載から、休養時間は拘束時間である旨主張する。しかし、確かに休養時間は休日とは異なる趣旨のものではあるが、右主張は前記勤務協定の文言にそぐわないばかりか、右教材の記載は、その内容からするると、客室乗務員としての職業倫理を説いたものにすぎず、雇用契約上の義務とまで解することはできない。ホテルにおける宿泊費用を被告会社が負担することは、客室乗務員がその職務上自宅と離れてホテルに宿泊する以上当然の措置であり、被告会社がホテルを指定している。また、それは宿泊場所を指定するにすぎず、右教材も長時間の外出を前提としているように、その間における客室乗務員の行動の自由まで制限する趣旨のものとみるように、その間における客室乗務員の行動の自由まで制限する趣旨のものとみることはできない。したがつて、被告の右主張は採用できず、休養時間は拘束時間ではないというべきである。

5 前記のとおり、勤務協定には、被告会社が勤務変更を一方的に命じる権限を一般的に有する旨の明文の規定、あるいは、これを当然の前提とした規定は存在しない。もちろん、このことから、直ちに被告会社にはいかなる場合にも勤務変更を命じる権限がないと断定することはできない。被告指摘の各条項が規定する事項はいずれも原則として何らかの勤務変更の必要性を生じさせるものであるし、そのほかにも、後記認定のとおり、勤務変更の必要な場合は非常に多く発生し、現に勤務変更は頻繁に行われているのであるから、勤務割表による勤務の指定という制度自体のうちに、既にその変更のあり得ることが予定されているということができるのである。

しかしながら、勤務の変更は、客室乗務員の休日や勤務時間の変更をもたらすこととなるのであるから、変更によつて客室乗務員の受ける不利益にも十分に意を用いるべきことはいうまでもなく、勤務の変更については、それを命じる使用者側の必要性とこれを受ける従業員の権利の保護の両面から考察し、その両者の調和点を見いだすことが必要である。

従業員の権利の保護の点からみて特に問題となるのは、本件のように当日になつてからの勤務時間の繰上げを内容とする変更である。前日の勤務らことがこれるの開始に至るまでの時間は、労働から解放され、自由な行動をことでこのとがこれるいるにもかからず、勤務時間の繰上げを命じられるようなであるがらればならずないとがである。前記認定のとおり、されるのであるがはばなられるのとがものといわなければならない。したができる、生活上の不利益は著しく大きいものといわなければならない。したができるのと活力の繰上げを当日になってがら勤務協定にされないと解しているのとおり、そのような規定や事実に出する解しているのとおり、そのような規定や事実には存在しないと解する、勤務協定覚書中には、原則としているのであるから、被告にはいるを題が出ているの変更を命じる権限はないと解すののである。

べきである。

更に、本件勤務変更の指示は休養時間中にされているところ、前記のとおり、休養時間が非拘束時間であることからすると、休養時間中には被告会社において従業員に対し連絡をとることが事実上不可能な事態もあり得るのであつて(本件でいうと、原告がピツクアツプタイム直前に東洋ホテルへ帰つてきたような場合がこれに当たる。)、このような事態が発生したとしても従業員が業務上の義務を怠つたということはできないところ(休養時間中に常に被告会社と連絡を取れるような措置を講じておく義務は従業員にはない。)、このような場合には、予定時刻より前に出頭を命じるような命令を伝達すること自体ができないことを考えれば、上記の解釈の正当性が裏付けられるであろう。

6 よつて、被告会社は、本件の場合、休養時間中にある原告に対し、勤務の変更をして直ちに出頭するよう命じることはできず、せいぜい任意の協力を要請し得たにとどまり、反面、原告は、その要請を拒絶し得る地位にあつたと一応解すべきである。

三 原告の行動の具体的妥当性

2 次に、機材繰り変更に伴う乗務員の勤務変更の必要性について検討すると、前 記のとおり、被告会社の判断内容と被告会社の採つた措置については当事者間に争 いがない。

原告は、まず、九二六便の乗務員が引き続き三二六便に乗務することも可能であった旨主張する。これは、九二六便と三二六便とは前記のとおり使用機材が異なることとなったが、九二六便に使用されるべきJA八五三一機は、三五九便、九二七便及び九二六便と運航される間に当初の遅れを大幅に取り戻すことができるということを前提とするものである。しかし、前記のとおり三五九便はその出発時において約一時間二〇分の遅延が見込まれ、成立に争いのない乙第二、第三号証及び証けの証言によると、この遅延を回復する方法としては各寄港地における地上滞留時間を短縮する程度しかないところ、乗客の乗降、貨物の揚げ降ろし、燃料の補給などの必要から、DC一〇型機の場合は五〇分程度の地上滞留時間を見込む必要があ

り、ときにはこれより短い時間で足りることもあるが、運航計画策定のときはもちろんのこと、本件当日のように乗務員の乗り継ぎ可能性の有無を予測するに当たるでは、、本件当日のように乗務員の乗り継ぎるを得ず、右三五九便の降のの大きなで、五分となって、本年の地上滞留時間は福岡で五〇分、沖縄で大五分とはであるが、運航計画策定のときは当時で大五〇分と時間を五〇分とは、近日の地上での地上滞留時間を五〇分とにより、五分によりには一〇分の余裕に要するでは、大田の出発の出発が遅の出発が遅の出発が遅いに、大便の乗務員を引き続きました。とおり、大田の北京であると、それに反けることが遅らとおり、このはについての被告会社の判断はであるを得なかったことが認められ、この点についての被告会社の判断はであったというべきである。

次に、三二六便の客室乗務員選択の適否についてみると、原本の存在とその成立に争いのない甲第一〇号証の一、成立に争いのない乙第三号証及び証人:の証言を論論の全趣旨を総合すると、三二六便の出発時において福岡空港で勤務しているを室乗務員は、スタンドバイ要員を除くと、右九二六便で到着するグループのほかに、三一九便で午後四時五〇分に到着するグループ及び三七一便で午後七時二〇分に東京から到着するグループしかなく、後者のグループは、九二六便で到着するグループ同様、乗り継ぎ時間が短いため三二六便には乗務不能であるから、結局、スタンドバイ要員を起用しない限り、三二六便に乗務し得るのは三一九便で到着でリループ以外になかつたことが認められ、しかも、前記機材繰り変更により、同一機材で運航されることになつていたのであるから、他に支障のない限り、同一機材で運航されることになつていたのであるから、他に支障のない限り、同一機材で運航されることになつていたのであるから、他に支障のない限り、同一機材で運航されることになつていたのであるから、他に支障のない限り、同一機材で運航されることになっていたのであるから、他に支障のない限り、同一機材で運航されることになっていたのであるから、他に支障のない限り、同一機材で運航されることになっていたのであるから、他に支障のない限り、同一機材で運航されることになっていると、

ところが、当日三一九便に乗務を予定されていたのは乗務三日目の原告らのグループであり、同便に続いて三二六便に乗務して大阪に行くと、今度は、もはや大阪で東京行の最終便に乗り継ぐことができなくなり、その日のうちに基地である東京に帰着できず、勤務協定に反することとなるため、被告会社が右両便に原告らのグループに替えて c チーフパーサーのグループを乗務させたことについては、当事者間に争いがない。なお、右のような措置を採らず、原告らのグループ及び c グループともに当初予定の便に乗務させ、三二六便は福岡及び東京のスタンドバイ要員によって運航することも物理的には可能であったことは、被告の自認するところである。

もつとも、被告は、当日は他にもスタンドバイ要員を起用すべき便があつたので、これを温存しておく必要があつた旨主張し、成立に争いのない乙第五号証及び証人 i の証言によると、本件当日における起用が可能な被告会社の国内線のスタンドバイ要員は、福岡に三名(アシスタントパーサーニ名、スチュワーデスー名)及び東京に一九名(チーフパーサーー名、パーサーー名、アシスタントパーサーー六

名、スチユワーデスーー名)配置されていたところ、前記機材繰り変更に伴い、DCU型機で運航される九〇九便(午後六時五〇分東京発沖縄行)をスタンドバイ要員で運航せざるを得ないと予想され、同便と三二六便を共に東京のスタンドバイ要員のみで運航すると、東京のスタンドバイ要員はスチユワーデス三名を残すのとなることが認められ、これによるとスタンドバイ要員の起用はやむる得ないまなと、被告会社には以上のほかでできる。しかのスタンドがのようできる。しかのスタンドバイ要員が数十名があると、被告会社にはいるのほか成田空港に国際線のスタンドがのより、及び本件当日にはスタンドができるにはアシスを得ないときにはスタンドがで表したが認められたのであったと、及び本件当とには、まずでは、まずであった。まずであったはアシスを持ちますが、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずであった。と、被告会社としては、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずであった。と、などのであったと、などのであったと、などのであった。まずであった。

しかし、前記のとおり、被告会社には右指示を一方的に強制し得る権限はなく、原告の任意の協力を要請し得るにとどまるのであるから、原告が被告会社の要請に直ちに従わなかつたことのみをもつて乗務を拒否したものと評価することはできないし、原告がその態度の決定を客乗組合の意思に委ねたことも、前記のとおり勤務協定覚書 II 四は、被告会社が客室乗務員に対して例外的にショウアツプタイム以前に出頭するよう指示できる場合でさえ、原則として事前に客乗組合にその理由を説明すべき旨定めているのであるから、これに照らすと、それ自体には格別の問題があるとはいえないと考えられる。

ただ、本件の場合、原告が右指示を受けたのは休養時間の終了に近い時刻であり、いずれにせよそれから制服に着替えるなどの準備をするうちには、本来のピツクアツプタイムにほぼ近い時刻になつたものと考えられるので、原告の対応にはやや硬直したものがあつたことは否定し得ない。しかし、これも、他の諸事情との総合の中で考慮されることではあつても、その一事をもつて非難さるべきものではない。

4 その後、抗弁第1項(四)(1)記載のとおり、羽田客室乗員部の e 先任チーフパーサーが客乗組合の f 副委員長に対して協力を依頼し、 f が一五四便のみの務を認めるという対案を出したこと、同(五)記載のとおり、その間午後二時一分には被告会社の大阪空港支店が、 g チーフパーサーのグループの了解を得同グループを一五四便に乗務させることとし、羽田へもその旨連絡したこと、同グループを一五四便に乗務させることができるとの前提で前記対策を拒否し、当務協定上原告に前記乗務を命じることができるとの前提で前記対策を拒否し、立、当務協定上原告に前記乗務を命じることができるとの前提で前記対策を拒否し、右大助務協定に違反すると主張する f との間で押し問答をするう記載の決定が伝えられたため右折衝を終えたこと、及び同(五)記載のより、同便には結局 g グループが乗務したことについては当事者間にに争いが原告と記し、f の証言及び原告本人尋問の結果によると、右二回の電話の間に f が原告と

話で連絡を取り、fの右対案が受け入れられたものとの理解の下に一五四便の乗務のみとなる旨伝え、原告もこれを了解していたが、間もなくしてgグループによる乗務が伝えられ、原告は乗務に就くことがなかつたことが認められる。

右のとおり、結果的には原告は被告会社の協力要請に協力しないこととなつたが、任意の協力要請にはある程度の交渉時間が必要となるのはやむを得ないところであり、右経緯に照らすと、客室乗員部とfとの二回目の電話の際に押し問答となった時点で右交渉は決裂したとみるべきであるが、それは、被告会社の担当者が勤務協定の解釈として本件のような勤務変更を命令し得ることを前提として交渉に臨んだことに主に起因するのであり、また、交渉決裂以前に大阪空港支店が一五四便に乗務すべき者の手配を完了していたのであるから、原告への協力要請はその時点において実際には必要性がなくなっていたというべきである。

5 以上のとおり、原告への協力要請は当初から被告会社の業務にとつて必要不可欠の措置であつたとはいい難いし、右協力要請を受諾することによる不利益は特にはなかつたとしても、原告の対応に格別の問題を見いだすことはできず、右協力要請についての被告会社と客乗組合との交渉が決裂した主たる原因は被告会社の担当者の見解にあり、しかも、交渉決裂以前に協力要請自体が実際には不要なものになっていたのであるから、いずれの点からするも、原告の行動に信義則に反する点があつたということはできない。

既に見たように、被告会社においては頻繁に勤務割の変更をせざるを得ないし、また、そのように運用されているのであるから、このような実態を背景にすれば、被告会社が本件のような場合にも勤務変更権を有するものと理解していたことには無理からぬところもあるが、問題は、その旨の明文の規定が勤務協定に欠如していることであり、これまでの運用は、客室乗務員の高い職業意識に支えられてものと考えざるを得ない。更に、本件の場合、仮に被告会社に右権限があつたとしても、前記3及び4に記載した一連の経過を率直に見れば、たとえ原告の対応に全く問題なしとはしないとしても、原告の行為はgグループの乗務の結果としての不就労と評価すべきものであつて、被告会社がこれを乗務拒否ときめつけたのは性急に過ぎるといわなければならないのである。

五 慰謝料及び陳謝文の交付について前記のとおり原告は、本件業務管理上の処分により、パーサーたる地位を有するにもかかわらず二か月間もその下位職たるアシスタントパーサーとして勤務され、その間の乗務手当等は下位職の単価により算出されたこと、また、原告は、体懲戒処分により、平均賃金一日分の半額に当たる金額を昭和五五年四月支払給金金額を記され、これにより基本賃金の定期昇給につき標準である三号俸の昇給については、当事者間に争いがないところ、原本の存存。関連のよるであるに登録を表して、自号証の二の一及び二並びに原告本人の成立に争いのない甲第五号証の一、同号証の二の一及び二並びに原告本人の成立に争いのない甲第五号証の一、同号証の二の一及び二並びに原告本人の成立に争いのない甲第五号証の一、同号証の二の一及び二並びに原告本人の結果によると、右懲戒処分による賃金の減額は約六〇〇〇円であり、以後毎月の金銭の昭和五五年四月の定期昇給において二号俸の昇給にととまり、以後毎月かなくとも標準昇給である三号俸の昇給があった場合との差額一八八八円の不利益を受け続けることとなったことが認められる。

これらによると、原告は、違法無効な処分を受け、その処分を執行されたばかりか、これらの誤つた処分を前提として、請求原因第4項(一)ないし(三)記載のとおり、処分の事実や原告に対する非難を被告会社によつて公表周知され、しかも財産上の損害をも受けているのであるから、右各不法行為によつて、原告は名誉の侵害その他の精神的損害を受けたものと認めるのが相当であり、これを慰謝するには、以上の諸事情からすると、金二〇万円をもつてするのが相当である。

原告は、このほか名誉回復の措置として被告会社からの別紙(一)の陳謝文の交付を求めているけれども、名誉回復の措置として右のような内容の陳謝文の交付を命じることが許されるか否かについても問題があり、それはともかくとしても、原告は名誉の侵害を受けたものではあるが、それはいずれも被告会社の内部において生じたものであるから、被告会社のした本件各処分その他の行為が当裁判所の判決により違法とされること自体がその名誉回復の最大の方法であるということができ、その他本件事案の性質に照らすと、被告会社に右謝罪文の交付を命じることはもない。

六 むすび \_

よつて、原告の本訴請求は、本件懲戒処分の無効確認並びに慰謝料金二〇万円及びこれに対する本件訴状送達の日の翌日であることが記録上明らかな昭和五五年四月一〇日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求める

限度で理由があるから、これを認容し、その余は失当であるから棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条、九二条ただし書を適用し、仮執行の宣言は必要であると認められないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

(裁判官 今井功 片山良廣 藤山雅行)

別紙 (一)

陳謝文

当社は、貴殿が昭和五四年一一月二五日に当社の業務命令を拒否したとの判断の下に、貴殿に対し、昭和五四年一二月五日付けの業務管理上の処分により貴殿のパーサー資格に二か月間の制限を加え、かつ、昭和五五年三月三日付けの懲戒処分により減給の制裁を加えましたが、右各処分は、裁判所の判決に示されるとおり、その根拠を欠く違法なものでありました。当社としては、右各処分をしたこと及びこれを社内に周知させてあたかも貴殿がパーサーとしての適格性を欠くがごとき宣伝をしたことにより貴殿の名誉を毀損し、これがために貴殿に甚だしく精神的苦痛を与えたことにつき深く陳謝いたすとともに、今後かかる不当な処分が社内において繰り返されぬよう万全の措置を講ずることを誓約いたします。

昭和、年、月、日

日本航空株式会社 代表取締役 I

a 殿

別紙 (二)

< 0.5544 - 0.01 >

別紙 (三)

< 0.5544 - 0.02 >